

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [障がい者雇用](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 障がい者雇用

#### 障がい者雇用

障害者雇用促進法は、身体障害者や知的障害者の雇用や職業生活上の自律の促進を目的とした法律です。障害者雇用促進法、正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」といいますが、この法律では、国や地方自治体、事業主に対して、政令で定める障害者雇用率の障害者を雇用すべき義務を課しています。

障害者雇用率は、下記の通り定められています。

【障害者雇用率】

- ① 国及び地方公共団体・・・・・・・・・・2.1%
- ② 都道府県の教育委員会・・・・・・・・・・2.0%
- ③ その他厚生労働大臣の指定する教育委員会・・2.0%
- ④ 民間の一般企業・・・・・・・・・・1.8%
- ⑤ 特殊法人・・・・・・・・・・2.1%

計算方法：雇用している障害者数÷常用労働者＝障害者雇用率

一般企業は、1.8%以上の障害者雇用率が義務付けられています。つまり、56人規模以上の民間企業は1人以上の障害者を雇用する義務があります。  
【計算式：1÷0.018＝55.55】

例えば、常用雇用者100人を雇用している運送業(貨物)は、20人(=100×20/100)を除外するので、常用雇用者を80人とみなし、雇用すべき障害者の数を算定します。

なお、平成22年7月から民間企業等の障害者雇用の除外率が変更となっています。詳しくは、下記のホームページをご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/jogairitsu.pdf>

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

### Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.